

○所得税法施行規則第五十六条第一項ただし書、第五十八条第一項及び第六十一条第一項の規定に基づき、これらの規定に規定する記録の方法及び記載事項、取引に関する事項並びに科目を定める件

昭和四十二年八月三十一日
大蔵省告示第百十二号

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第五十六条第一項ただし書、第五十八条第一項及び第六十一条第一項の規定に基づき、同規則第五十六条第一項ただし書、第五十八条第一項及び第六十一条第一項（これらの規定を同規則第六十七条において準用する場合を含む。）に規定する記録の方法及び記載事項、取引に関する事項並びに科目を次のように定め、昭和四十三年分の所得税から適用する。

- 1 所得税法施行規則（以下「規則」という。）第五十八条第一項（取引に関する帳簿及び記載事項）（規則第六十七条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）に規定する取引に関する事項は、おおむね別表第一各号の表の第一欄に定めるところによる。
- 2 規則第六十一条第一項（貸借対照表及び損益計算書）（規則第六十七条において準用する場合を含む。）に規定する科目は、おおむね別表第二各号の表の第一欄に定めるところによる。
- 3 規則第五十六条第一項ただし書（青色申告者の備え付けるべき帳簿書類の特例）（規則第六十七条において準用する場合を含む。）に規定する記録の方法及び記載事項は、次に定めるところによる。
 - 一 規則第五十六条第一項（規則第六十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する青色申告者で同項ただし書の規定の適用を受けるものは、青色申告書を提出することができる

年分の不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額が正確に計算できるように、必要な帳簿を備え、その取引を別表第一各号の表の第二欄に定めるところにより、整然と、かつ、明瞭に記録しなければならぬ。ただし、所得税法（昭和四十年法律第三十三号。以下「法」という。）第六十七条（小規模事業者の収入及び費用の帰属時期）（法第六十五条第一項（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定の適用を受ける者の事業所得又は不動産所得に係る取引については、別表第一一号又は第二号の表の第三欄に定めるところにより記録することができる。

二 前号の青色申告者は、同号の取引のうち不動産所得、事業所得及び山林所得に係る総収入金額又は必要経費に算入されない収入又は支出を含むものについては、その都度その総収入金額又は必要経費に算入されない金額を除いて記録しなければならない。ただし、その都度区分整理し難いものは、年末において一括して区分整理することができる。

三 第一号の青色申告者（法第二百五条第一項から第三項まで（年中途中で死亡した場合の確定申告）（これらの規定を法第六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定の適用がある場合には、法第二百五条第一項の規定による申告書を提出すべき者又は同条第二項若しくは第三項の規定による申告書を提出することができる者）は、毎年十二月三十一日（法第二百五条又は第二百二十七条（年中途中で出国をする場合の確定申告）（これらの規定を法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合には、その死亡の日又は出国の時）において、その記録に基づき、別表第二各号の表の第二欄に定める科目に従い、損益計算書を作成しなければならない。

〔施行 令和四年一月一日〕

1・2 現行条文に同じ

3 現行条文に同じ

一 規則第五十六条第一項（規則第六十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する青色申告者で同項ただし書の規定の適用を受けるものは、青色申告書を提出することができる年分の不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額が正確に計算できるように、必要な帳簿を備え、その取引を別表第一各号の表の第二欄に定めるところにより、整然と、かつ、明瞭に記録しなければならぬ。ただし、所得税法（昭和四十年法律第三十三号。以下「法」という。）第六十七条第一項（小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期）（法第六十五条第一項（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定の適用を受ける者の事業所得又は不動産所得に係る取引については、別表第一一号又は第二号の表の第三欄に定めるところにより記録することができる。

二・三 現行条文に同じ

別表第一 青色申告者の帳簿の記載事項

一 事業所得の部
(イ) 一般の部

区分	第一欄		第二欄		第三欄	
	記載事項	備考	記載事項	備考	記載事項	備考
(一) 現金出納等に関する事項	現金取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日目の残高	少額な取引については、その科目ごとに、日目の合計金額のみを一括記載することができる。	第一欄に同じ。	備考 (1) 少額な取引又は保存している伝票、領収書等によりその内容を確認できる取引については、現金売上、雑収入及びその他の入金並びに現金仕入、仕入以外の費用及びその他の出金に区分して、それぞれ日目の合計金額のみを一括記載することができる。 (2) いわゆる時貸又は時借の入出金は、現金売上又は現金仕入として記載することができる。	(1) 第一欄に同じ。 (2) 現金以外の収入、支出及び家事消費等についても現金の出納に準じて記載するものとする。	(1) 第一欄に同じ。 (2) たな卸資産の家事消費等については、年末において、消費等をしたものの種類別に、その合計金額を見積もり、当該合計金額のみを一括記載することができる。
(二) 当座預金の預入及び引出しに関する事項	預金の口座別に、取引の年月日、事由、支払先及び金額					
(三) 手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項	受取手形及び支払手形別に、取引の年月日、事由、相手方及び金額					
(四) 売掛金（未収加工料その他売掛金と同引の性質を有するものを含む。）に関する事項	売上先その他取引の相手方別に、品名、数量、内容、数量、単価及び金額	保存している納品書控、請求書等によりその内容を確認できる取引については、その相手方別に、日目の合計金額を第一欄に同じ。		(1) 第一欄に同じ。 (2) いわゆる時貸については、日目の記載を省略し、現実に代金を受け取った時に現金売上として記載することができ。この場合には、年末における時貸の残高		

<p>(七) 減価償却資産（繰延資産を含む。）に関する事項</p>	<p>(六) (二)から(五)までに掲げるもの以外の債権債務に関する事項</p>	<p>(五) 買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項</p>	
<p>その資産の種類ごとに、それぞれその取得又は支出の年月日、取得又は支出の相手方、数量、取得価額又は支出金額及びその年の年初の償却後の価額並びにその年中におけるその他の取引の年月日</p>	<p>貸付金、借入金、預け金、預り金、仮払金、仮受金、未収入金、未払金の事業主貸、事業主借のように、それぞれ適宜な科目に区分して、それぞれその取引の年月日、事由、相手方及び金額</p>	<p>仕入先その他取引の相手方別に、取引の年月日、品名その他の受けた給付の内容、数量、単価及び金額</p>	
	<p>事業主貸については、月決め事業主貸とその他区分して記載することができる。</p>	<p>保存している納品書、請求書等によりその内容を確認できる取引については、その相手方別に、日日の合計金額のみを一括記載することができる。</p>	<p>計金額のみを一括記載することができる。</p>
<p>第一欄に同じ。</p>		<p>第一欄に同じ。</p>	
<p>年末において、その年中の取引を一括記載することができる。</p>		<p>(1) 第一欄に同じ。 (2) いわゆる時借については、日日の記載を省略し、現実には代金を支払った時に現金仕入として記載することができる。この場合には、年末における時借の残高を記載するものとする。</p>	<p>を記載するものとする。</p>
<p>第二欄に同じ。</p>			
<p>第二欄に同じ。</p>			

	(A) (-) から (四) まで、(六) 及び (七) に掲げるもの以外の資産（たな卸資産を除く。）に関する事項	(九) 引当金及び準備金に関する事項	(十) 元入金に関する事項	(十一) 売上（加工その他の役務の給付等売上の性質を有するもの及び家事消費等を含む。）に関する事項
、事由、相手方及び金額	取引の年月日、事由、相手方、数量及び金額	引当金、準備金について、その科目ごとに区分して、それぞれその取引の年月日、事由及び金額その他その計算に関する事項	取引の年月日、事由及び金額	取引の年月日、売上先その他の相手方、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額並びに日日の売上の合計金額
				(1) 保存している納品書控、請求書控等によりその内容を確認できる取引については、その相手方別に、日日の合計金額のみを一括記載することができる。 (2) 少額な現金売上については、日日の合計金額のみを一括記載する
		第一欄に同じ。		第一欄に同じ。
				(1) 第一欄に同じ。 (2) 小売その他これに類するものを行なう者の現金売上については、日日の合計金額のみを一括記載することができる。 (3) いわゆる時貸については、日日の記載を省略し、現実に代金を受け取った時に現金売上として記載することができ。この場合には、年末における時貸の残高を記載するものとする。 (4) たな卸資産の家事消費等については、年末において、消費等をしたものの種類別に、その合計金額を見積

<p>(十四) 掲げるもの以外の費用に関する事項</p>	<p>(十三) 仕入に関する事項</p>	<p>(十二) (十一)に掲げるもの以外の収入に関する事項</p>	<p>雇人費、青色専従者給与額、福利厚生費、外注工賃、動力費、消耗品費、修繕費、減価償却費、繰延資産の</p>	<p>取引の年月日、仕入先その他の相手方、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額並びに日日の仕入の合計金額</p>	<p>受取利息、雑収入のように、それぞれ適宜な科目に区分して、それぞれその取引の年月日、事由、相手方及び金額</p>	<p>少額な費用に、その科別区分して、それぞれ第一欄に同じ。</p>	<p>(1) 保存している納品書、請求書等によりその内容を認める取引については、その相手方別に、日日の合計金額のみを一括記載することができる。</p>	<p>少額な雑収入等第一欄に同じ。</p>	<p>第一欄に同じ。</p>	<p>(1) 第一欄に同じ。</p>	<p>第一欄に同じ。</p>	<p>(1) 第一欄に同じ。</p>	<p>(1) 第一欄に同じ。</p>	<p>(1) 第一欄に同じ。</p>	<p>(2) 現実に出金した時に記載することができる。この場合には、年末における費用の未払額及び前払額を記載するものとする。</p>	<p>(2) 現実に出金した時に記載することができる。この場合には、年末における費用の未払額及び前払額を記載するものとする。</p>	<p>(2) 現実に入金した時に記載することができる。この場合には、年末における雑収入等の未収額及び前受額を記載するものとする。</p>	<p>第一欄に同じ。</p>	<p>第一欄に同じ。</p>	<p>第一欄に同じ。</p>	<p>もり、当該合計金額のみを一括記載することができる。</p>
------------------------------	----------------------	-----------------------------------	---	--	--	------------------------------------	---	-----------------------	----------------	--------------------	----------------	--------------------	--------------------	--------------------	--	--	--	----------------	----------------	----------------	----------------------------------

(四) 農業の部 償却費、貸倒金、 地代家賃、保険料 、旅費通信費、水 道光熱費、手数料 、荷造運賃、広告 宣伝費、公租公課 、接待交際費、利 子割引料、雑費の ように、それぞれ 適宜な科目に区分 して、それぞれそ の取引の年月日、 事由、支払先及び 金額				

区分	第一欄		第二欄		第三欄	
	記載事項	備考	記載事項	備考	記載事項	備考
(一) 現金出納等 に関する事項	現金取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日目の残高	少額な取引については、その科目ごとに、日目の合計金額のみを一括記載することができる。	第一欄に同じ。	少額な取引又は保存している伝票、領収書等によりその内容を確認できる取引については、現金売上、雑収入及びその他の入金並びに費用及びその他の出金に区分して、それぞれ日目の合計金額のみを一括記載することができる。	(1) 第一欄に同じ。 (2) 現金以外の収入、支出及び家事消費等についても現金の出納に準じて記載するものとする。	(1) 第一欄に同じ。 (2) 農産物（法第四十一条以下この表及び別表第二第一号(四)の表において同じ。）、繭、畜産物等の家事消費等については、年末において、消費等をしたものの種類別に、その合計金額を見積もり、当該合計金額のみを一括記載することができる。
(二) 債権債務に関する事項	預金、貸付金、借入金、未収入金及び未払金、現金の家計支出及び農産物等の家計仕向	(1) 米穀、野菜等の家計仕向については、月末ごとに、その月の合計	未収入金及び未払金について、その取引の相手方別に、それぞれその取引の年月日、品名その他給付	第一欄の(3)に同じ。		

<p>(三) 減価償却資産（繰延資産を含む。）に関する事項</p>	
<p>その資産の種類ごとに、それぞれその取得又は支出の年月日、取得又は支出の相手方、数量、取得価額又は支出金額及びその年の年初の償却後</p>	<p>事業主貸）並びに家計持出（事業主借）のように、それぞれ適宜な科目に区分して、それぞれその取引の年月日、事由、相手方及び金額</p>
<p>未成育の牛馬等樹等を成育又は成熟させるための費用に要した費用に</p>	<p>金額のみを一括記載することができ。事業主貸（(1)に関する部分を除く。）については、月決め事業主貸とその他の事業主貸とに区分して記載することができる。</p> <p>(3) 未収入金及び未払金に関する取引で、保存している納品書控、請求書等によりその内容を確認できるものについては、その相手方別に、日日の合計金額のみを一括記載することができる。</p>
<p>第一欄に同じ。</p>	<p>の内容、数量、単価及び金額</p>
<p>(1) 第一欄に同じ。 (2) 年末において、その年の取引を一括記載することができる。</p>	
<p>第二欄に同じ。</p>	
<p>第二欄に同じ。</p>	

<p>(六) 収入に関する事項</p> <p>(1) 農産物の収穫に関する事項</p>	<p>(五) 資本に関する事項</p>	<p>(四) (-) から (三) までに掲げるもの以外の資産（たな卸資産を除く。）に関する事項</p>	
<p>収穫の年月日、農産物の種類、数量、単価及び金額</p>	<p>元入金、貸倒引当金のように区分して、それぞれの取引の年月日、事由及び金額</p>	<p>取引の年月日、事由、相手方、数量及び金額</p>	<p>の価額並びにその年中におけるその他の取引の年月日、事由、相手方及び金額</p>
			<p>きる。</p>
<p>収穫の年月日、農産物の種類及び数量</p>	<p>引当金、準備金について、その取引の年月日、事由及び金額</p>		
<p>次に掲げる農産物については、収穫に関する事項の記載を省略することができる。</p> <p>イ 家事消費等に充てる程度しか栽培していない者の収穫する野菜、果物その他これらに類する農産物</p> <p>ロ イの者以外の者の収穫する野菜、果物その他これらに類する農産物で収穫後直ちに家事消費等に充てるもの</p> <p>ハ 桑葉、わら、くわがらその他これらに類する農産物で事業用消費又は家事消費等に充てることを常例としているもの</p>			

(七) 費用に関する事項				<p>(2) 農産物、繭、畜産物等の売上、家事消費等に関する事項</p>	<p>(2) 農産物、繭取引の年月日、売上の上先その他取引の相手方、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額</p>
	<p>(1) 保存している納品書控、請求書控等によりその内容を確認できる取引については、その相手方別に、日別の合計金額のみを一括記載することができる。</p> <p>(2) 少額な現金売上については、日別の合計金額のみを一括記載することができる。</p> <p>(3) 米穀、野菜等の家事消費等については、月末ごとに、家事消費等をしたものの種類別にその合計を見積もり、それぞれその合計数量及び合計金額のみを一括記載することができる。</p>		<p>(1) 第一欄に同じ。</p>		<p>(1) 第一欄の(1)及び(2)に同じ。</p> <p>(2) 掛売上の取引で保存している納品書控、請求書控等によりその内容を確認できるものについては、日別の記載を省略し、現実に代金を受け取った時に現金売上として記載することができる。この場合には、年末における売掛金の残高を記載するものとする。</p> <p>(3) 農産物の事業用消費若しくは家事消費等又は繭、畜産物等の家事消費等については、年末において、消費等をしたものの種類別にその合計を見積もり、それぞれその合計数量及び合計金額のみを一括記載することができる。</p>

<p>二 不動産所得の部</p>	<p>(1) 農産物の収穫の年月日、農 収穫価額に産物の種類、数量 関する事項、単価及び金額</p>	<p>(2) 種苗代、肥 料代等の費 用に関する 事項</p>	<p>種苗代、肥料代、 飼料代、小作料、 雇人費、青色専従 者給与額、農具費 、減価償却費、繰 延資産の償却費、 貸倒金、公租公課 、雑費のように、 それぞれ適宜な科 目に区分して、そ れぞれその取引の 年月日、事由、支 払先及び金額</p>	<p>(1) 少額な費用 については、 その科目ごと に、日日の合 計金額のみを 一括記載する ことができる 。</p>	<p>第一欄に準じそれぞ れ適宜な科目に区分 して、それぞれその 取引の年月日、事由 、支払先及び金額</p>	<p>(1) 第一欄に同じ。 (2) 自ら収穫した農産物で肥 料、飼料等として自己の農 業に消費するものの事業用 消費については、その科目 ごとに、年末において、消 費したものの種類別にその 合計を見積もり、それぞれ その合計数量及び合計金額 のみを一括記載することが できる。</p>	<p>次に掲げる農産物については 、収穫に関する事項の記載を 省略することができる。 イ 家事消費等に充てる程度 しか栽培していない者の収 穫する野菜、果物その他こ れらに類する農産物 ロ イの者以外の者の収穫す る野菜、果物その他これら に類する農産物で収穫後直 ちに家事消費等に充てるも の ハ 桑葉、わら、くわがらそ の他これらに類する農産物 で事業用消費又は家事消費 等に充てることを常例とし ているもの</p>
				<p>収穫の年月日、農産 物の種類及び数量</p>			

区分	第一欄	備考	第二欄	備考	第三欄	備考
(一) 現金出納等に関する事項 (二) 当座預金の預入及び引出しに関する事項 (三) 手形(融通手形を除く。～)上の債権債務に関する事項 (四) 及び(三)に掲げるもの以外の債権債務に関する事項 (五) 減価償却資産(繰延資産を含む。)に関する事項	現金取引の年月日及び金額並びに日目の残高 預金の口座別に、取引の年月日、事由、支払先及び金額 受取手形及び支払手形別に、取引の年月日、事由、相手方及び金額 未収貸貸料、預金、貸付金、借入金、未収入金、未払金、事業主貸、事業主借のように、それぞれ適宜な科目に区分して、それぞれその取引の年月日、事由、相手方及び金額	少額な取引については、その科目ごとに、日目の合計金額のみを一括記載することができる。	記載事項 第一欄に同じ。	備考 少額な取引又は保存している伝票、領収書等によりその内容を確認できる取引については、貸貸料、雑収入及びその他の入金並びに費用及びその他の出金に区分して、それぞれ日目の合計金額のみを一括記載することができる。	記載事項 (1) 第一欄に同じ。 (2) 現金以外の収入、支出についても現金の出納に準じて記載するものとする。	備考 第一欄に同じ。
	第一欄に同じ。			年末において、その年中の取引を一括記載することができる。	第二欄に同じ。	第二欄に同じ。

(九) 費用に関する事項	(八) 収入に関する事項	(七) 資本に関する事項	(六) (-)から(五)までに掲げるもの以外の資産に関する事項	
<p>雇人費、青色専従者給与額、修繕費、減価償却費、繰延資産の償却費、地代、保険料、消耗品費、貸倒金、広告宣伝費、公租公課、雑費のうちに、それぞれ適宜な科目に区分して、それぞれその取</p>	<p>賃貸料、雑収入のように、それぞれ適宜な科目に区分して、それぞれの取引の年月日、事由、相手方及び金額</p>	<p>元入金、貸倒引当金のように区分して、それぞれの取引の年月日、事由及び金額</p>	<p>取引の年月日、事由、相手方、数量及び金額</p>	<p>支出金額及びその年の年初の償却後の価額並びにその年中におけるその他の取引の年月日、事由、相手方及び金額</p>
<p>少額な費用については、その科目ごとに、日目の合計金額のみを一括記載することができる。</p>				
<p>第一欄に準じそれぞれ適宜な科目に区分して、それぞれの取引の年月日、事由、支払先及び金額</p>	<p>第一欄に同じ。</p>	<p>貸倒引当金について、その取引の年月日、事由及び金額</p>		
<p>(1) 第一欄に同じ。 (2) 現実に出金した時に記載することができる。この場合には、年末における費用の未払額及び前払額を記載するものとする。</p>				

三 山林所得の部		引の年月日、事由、 支払先及び金額
区分	第一欄	備考
	記載事項	記載事項
(一) 現金の出納 に関する事項	取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日日の残高	少額な取引については、その科目ごとに、日日の合計金額のみを一括記載することができる。
(二) 債権債務に 関する事項	預金、貸付金、借入金、未収入金、未払金、事業主貸、事業主借のように、それぞれ適宜な科目に区分して、それぞれの取引の年月日、事由、相手方及び金額	(1) 事業主貸については、月決め事業主貸とその他事業主貸とに区分して記載することができる。 (2) 未収入金及び未払金に関する取引で、保存している納品書控、請求書控等によりその内容を確認できるものについては、その相手方別に、日日の合計金額のみを一括記載することができる。
(三) 減価償却資 産（繰延資産 を含む。）に 関する事項	その資産の種類ごとに、それぞれその取得又は支出の年月日、取得又は支出の相手方、数量、取得価額又は支出金額及びその年の年初の償却後の価額並びにその年中におけるその他の取引の年月日、事由、相手方及び金額	第一欄に同じ。
(四) からの もので外の資 産に関する事 項	取引の年月日、事由、相手方、数量及び金額	年末において、その年中の取引を一括記載することができる。
		備考
		記載事項
		備考

(五) 元入金に関する事項	取引の年月日、事由及び金額			
(六) 山林の伐採、譲渡、家事消費等の収入に関する事項	取引の年月日、売上先その他の相手方、品名、数量、単価及び金額	保存している納品書控、請求書控等によりその内容を確認できる取引については、その相手方別に、日日の合計金額のみを一括記載することができる。	第一欄に同じ。	(1) 第一欄に同じ。 (2) 山林の家事消費等については、年末において、消費等をしたものの種類別に、その合計金額を見積もり、当該合計金額のみを一括記載することができる。
(七) 費用に関する事項	植林費、取得費、管理費、伐採費、運搬費、雇人費、青色専従者給与額、利子割引料、減価償却費、繰延資産の償却費、貸倒金、公租公課、雑費のように、それぞれ適宜な科目に区分して、それぞれの取引の年月日、事由、支払先及び金額	(1) 少額な費用については、その科目ごとに、日日の合計金額の科目を一括記載することができる。 (2) まだ伐採又は譲渡をしない山林について要した費用は、年末においてその整理を行なう。	第一欄に準じそれぞれ適宜な科目に区分して、それぞれの取引の年月日、事由、支払先及び金額	(1) 第一欄に同じ。 (2) 現実に支出した時に記載することができる。この場合には、年末における費用の未払額及び前払額を記載するものとする。

別表第二 青色申告者の貸借対照表及び損益計算書に記載する科目

一 事業所得の部

(イ) 一般の部

区分	貸借対照表に記載する科目	第一欄	第二欄
資産の部	現金、当座預金、預金、受取手形、売掛金、未収入金、仮払金、貸付金、有価証券、商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品、建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、土地、建設仮勘定、借地権、鉱業権、漁業権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、営業権、開業費、開発費、公共施設負担金、事業主貸、当年欠損金等	現金、当座預金、預金、受取手形、売掛金、未収入金、仮払金、貸付金、有価証券、商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品、建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、土地、建設仮勘定、借地権、鉱業権、漁業権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、営業権、開業費、開発費、公共施設負担金、事業主貸、当年欠損金等	
負債及び資本の部	支払手形、買掛金、未払金、未払税金、仮受金、借入金、貸倒引当金、退職給与引当金、事業主借、元入金、当季利益金等	支払手形、買掛金、未払金、未払税金、仮受金、借入金、貸倒引当金、退職給与引当金、事業主借、元入金、当季利益金等	
損益計算書に記載する科目	収入の部	商品製品等売上高、雑収入、年末商品製品原材料等たな卸高、当年欠損金等	第一欄に準じた適宜な科目
必要経費の部	年初商品製品原材料等たな卸高、商品原材料等仕入高、雇人費、青色専従者給与額、福利厚生費、外注工賃、動力費、消耗品費、修繕費、減価償却費、繰延資産の償却費、貸	第一欄に準じた適宜な科目	

		倒金、地代家賃、保険料、旅費通信費、水道光熱費、手数料、荷造運賃、広告宣伝費、公租公課、接待交際費、利子割引料、雑費、貸倒引当金繰入額、退職給与引当金繰入額、当年利益金等

(四) 農業の部

区分	貸借対照表資産の部に記載する科目	負債及び資本の部	損益計算書収入の部に記載する科目	必要経費の部
第一欄	現金、預金、売掛金、未収入金、貸付金、農産物、繭、畜産物、立毛、仕立中の果樹、育成中の牛馬、肥料その他の貯蔵品、建物、車両及び運搬具、農具、農業用の牛馬、果樹、土地、土地改良事業受益者負担金、事業主貸、当年欠損金等	買掛金、未払金、未払税金、借入金、貸倒引当金、事業主借、元入金、当年利益金等	農産物収穫高、農産物等の売上及び家事消費等の高、雑収入、年末農産物肥料等たな卸高、当年欠損金等	年初農産物肥料等たな卸高、種苗代、肥料代、飼料代、小作料、雇人費、青色専従者給与額、農具費、減価償却費、繰延資産の償却費、貸倒金、公租公課、雑費、農産物収穫高、貸倒引当金繰入額、当年利益金等
第二欄			第一欄に準じた適宜な科目	第一欄に準じた適宜な科目

二 不動産所得の部

区分	貸借対照表資産の部に記載する科目	負債及び資本の部	損益計算書収入の部に記載する科目	必要経費の部
第一欄	現金、預金、受取手形、未収賃貸料、未収入金、貸付金、貯蔵品、建物、構築物、船舶、工具、器具及び備品、土地、借地権、公共施設負担金、事業主貸、当年欠損金等	支払手形、未払金、未払税金、借入金、事業主借、元入金、当年利益金等	賃貸料、雑収入、当年欠損金等	雇人費、青色専従者給与額、修繕費、減価償却費、繰延資産の償却費、地代、保険料、消耗品費、貸倒金、広告宣伝費、公租公課、雑費、当年利益金等
第二欄			第一欄に準じた適宜な科目	第一欄に準じた適宜な科目

三 山林所得の部

区分	貸借対照表に記載する科目		損益計算書に記載する科目	
	資産の部	負債及び資本の部	収入の部	必要経費の部
第一欄	現金、預金、未収入金、貸付金、山林、建物、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、器具及び備品、土地、事業主貸、当年欠損金等	未払金、未払税金、借入金、事業主借、元入金、当年利益金等	山林の伐採譲渡及び家事消費等の高、雑収入、当年欠損金等	植林費、取得費、管理費、伐採費、運搬費、雇人費、青色専従者給与額、利子割引料、減価償却費、繰延資産の償却費、貸倒金、公租公課、雑費、当年利益金等
第二欄			第一欄に準じた適宜な科目	第一欄に準じた適宜な科目